

**「早期の事業再生の円滑化に関する新
制度」の位置付け等に関する検討会
取りまとめ**

令和7年2月

第1 本検討会の趣旨

- 1 本検討会は、経済産業省の産業構造審議会・経済産業政策新機軸部会・事業再構築小委員会（以下「小委員会」という。）において検討されている、経済的に窮境に陥るおそれのある段階（倒産前の状態）の事業者について、公平中立的な第三者機関（指定法人）と裁判所が関与して手続の透明性・公正性の両方を担保しつつ、（直接の商取引に影響しない）金融債務の整理を迅速に行うことで、早期での事業再生を円滑に行うことができる制度（以下「新制度」という。）について、法的倒産手続及び事業再生ADR（私的整理）との関係における位置付け等を明らかにするための検討を行うものである。小委員会は、令和4年10月に開始した内閣官房・新しい資本主義実現会議の下の「新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会」における、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築制度の検討内容も踏まえて、令和6年6月から12月にかけて5回開催され、同月、報告書案（以下「小委員会報告書案」という。）を取りまとめ、その後、パブリックコメントを行っている。
- 2 本検討会は、新制度の在り方自体を検討、提言するものではなく、一步離れた立場から、小委員会が構想する制度的枠組みを前提として、そこで検討された各論点について、法的倒産手続及び事業再生ADR（私的整理）との関係における位置付け等を明らかにするための検討を行うものである。

第2 小委員会で検討された新制度の概要

小委員会報告書案に示されている新制度の概要は次のとおりである。

1 新制度の概要

- (1) 新制度は、経済的に窮境に陥るおそれのある段階（倒産前の状態）の事業者について、公平中立的な第三者機関（指定法人）と裁判所が関与して手続の透明性・公正性の両方を担保しつつ、（直接の商取引に影響しない）金融債務の整理を迅速に行うことで、早期での事業再生を円滑に行うことができる制度である。制度全体の流れは別紙図のとおりである。
- (2) 手続申請
事業者（債務者）が指定法人（注）に手続を申請
（注）手続の監督等を行う公正な第三者機関として、事業再生の専門的知識・実務経験を有する者を、経済産業大臣が指定
- (3) 指定法人による確認
指定法人は、事業者が提出する、対象債権（金融機関等が有する金融債権をいう。）の権利変更の方向性を含む事業再生の方向性等を記載した書面、対象債権の一覧等から、下記の事項を確認
ア 債務調整の必要性（経済的に窮境に陥るおそれ）

- イ 対象債権者集会の決議成立の見込み（主要債権者が新制度の利用に異議を示していない等）
 - ウ 対象債権者の一般の利益（清算価値保障）に適合する見込み
- (4) 対象債権者集会における決議
- 対象債権者集会において、事業者による情報提供及び対象債権者への意見陳述の機会の付与の後、対象債権者の多数決（原則、議決権者の議決権の総額の4分の3以上の同意。）により、対象債権のうち担保により保全されていない非保全部分の権利変更を可決
- （注1）対象債権の権利変更に係る賛否の判断に資する内容として、早期事業再生計画を提示
- （注2）指定法人は、決議前に、対象債権の権利変更に関する内容（対象債権に係る債務の減免や期限の猶予等）及び早期事業再生計画について、法令に定める調査事項（事業者の資産や負債の算定等）を調査し、その結果を報告
- (5) 裁判所による対象債権者集会の決議の認可
- 裁判所は、指定法人及び対象債権者の意見の陳述を聴取しつつ、決議の瑕疵（手続の法令違反、決議の公正性を損ねる点がないか）、履行可能性や清算価値保障を審査して、認可または不認可を決定
- （注）裁判所の認可に関する即時抗告が可能（異議申立ての機会の確保）

2 対象事業者

本制度の対象事業者は、倒産前の早期かつ迅速な事業再生を促進する観点から、民事再生法上の「経済的に窮境にある」状態の前段階として、「経済的に窮境に陥るおそれのある事業者」とする。

3 対象債権

(1) 対象となる範囲

本制度で権利変更の対象となる債権については、金融機関等が有する金融債権に限定する（注）。具体的には、以下の者が有する金融債権とすることが考えられる。

（注）金融債権以外の商取引債権や労働債権、租税債権等は入らない。

- ・ 預金保険法に規定する金融機関及び外国銀行
- ・ 農水産業協同組合
- ・ 保険会社（外国保険会社等、免許特定法人を含む。）
- ・ 貸金業者
- ・ 政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる経済産業省令で定める特殊法人等
- ・ 地方公共団体

- ・ 上記の者が有していた金融債権を譲り受けた債権回収会社その他これに準ずる経済産業省令で定める者

(2) 担保付債権の扱い

担保権の付いた債権の扱いについては、担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分（担保権により保全された対象債権の部分）については、実体法上の担保権の優先性が尊重されるべきであるため、民事再生法における取り扱いも踏まえ、多数決による債務の減免や期限の猶予等の権利変更の対象となる部分は、対象債権の非保全部分とし、保全部分については、多数決による権利変更の対象とならない制度とする。

一方で、一時停止の要請及び命令の対象には保全部分も含めるなどの観点で、手続自体には取り込むこととする。

4 新たな制度の利用要件（指定法人による確認）

指定法人は、事業者が提出する、対象債権の権利変更の方向性を含む事業再生の方向性等を記載した書面、対象債権の一覧等から、債務調整の必要性（経済的に窮境に陥るおそれ）、対象債権者集会の決議成立の見込み（主要債権者が本制度の利用に異議を示していない等）、対象債権者一般の利益（清算価値保障）に適合する見込みを確認することとする。

また、指定法人は、この確認をしたときは、その旨を事業者及び対象債権者に通知することとする。

5 一時停止

(1) 一時停止の要請

指定法人は、事業者から求めがあった場合には、指定法人による本制度の利用要件の確認後、全ての対象債権者に対して、「本制度の手続が終了するまでの間、対象債権者が事業者に対し、債権の回収等をしないことを要請しなければならない」とする旨を規定することとする。

(2) 裁判所による一時停止命令（強制執行や担保権実行の中止命令）

(1)の指定法人による要請では個別執行や担保権実行を防ぐことができない場合には、一定の要件のもとで、裁判所による一時停止命令として、裁判所が個別の強制執行や担保権実行の中止を命令することができる旨の規定を設けることとする。

6 対象債権者集会における決議

(1) 対象債権者集会の概要

事業者は、対象債権（非保全部分に限る。）の権利変更を決議するための対象債権者集会を招集する。

決議に際しては、権利変更に関する内容に加え、賛否の判断に資する内

容として、早期事業再生計画を、対象債権者に提示するものとする。また、指定法人は法令に定める調査事項を調査し、その結果を対象債権者に報告しなければならないものとする。

加えて、決議までの間、事業者は、対象債権者が集会における賛否の判断をするために必要な情報を提供するよう努めなければならないこととし、事業者は、対象債権者集会において、対象債権者に対して、意見を陳述する機会を付与しなければならないものとする。

(2) 議決権の考え方

担保付債権に係る議決権の額については、多数決による権利変更の対象となる、非保全部分の額とする。

(3) 決議の可決要件

対象債権者集会の決議において、対象債権者全員の同意が得られた場合は、裁判所の認可を要せずに、対象債権の権利変更が直ちに効力を有することとする。

全員同意が得られなかった場合は、原則、議決権者の議決権の総額の4分の3以上の賛成により、対象債権のうち担保により保全されていない非保全部分の権利変更に係る決議の成立を認めることとする。

7 裁判所による対象債権者集会の決議の認可手続

(1) 裁判所の審査対象・認可要件

決議前に指定法人が対象債権の権利変更に関する内容及び早期事業再生計画について調査していることを踏まえ、対象債権者集会の決議（全員同意の場合を除く）後、裁判所は、指定法人及び対象債権者の意見の陳述を聴取しつつ、手続の公正性、決議事項の遂行可能性がないことが明らかでないことや清算価値保障原則の遵守等の一定事項のみを確認し、認可の決定をすることとする。

具体的には、裁判所は、以下のいずれかに該当する場合、決議の認可の決定をすることができない制度とする。

ア 手続や対象債権者集会の決議事項が法令に違反するとき。

イ 決議事項が遂行される見込みがないことが明らかであるとき。

ウ 決議が不正な方法で成立するに至ったとき。

エ 決議が対象債権者の一般の利益に反するとき（清算価値保障原則が遵守されていないとき）。

(2) 即時抗告

対象債権者及び事業者（債務者）は、裁判所の認可または不認可について、即時抗告により、「(1)裁判所の審査対象・認可要件」に記載のア～エの不認可事由の有無の判断（対象債権の権利変更に関して対象債権者間

の平等原則違反がある場合、対象債権の範囲や議決権の額に誤りがある場合等も含む) について、不服申立てできる制度とする。

8 指定法人

本制度では、本制度利用に当たっての確認をはじめ、制度の手続を監督する者を指定法人として、経済産業大臣が指定することとしている。

9 その他

(1) 本制度から倒産処理手続への移行に関する考え方等

事業価値毀損を回避する観点等から、事業再生ADRを活用している事業者が倒産処理手続へ移行した際に関連手続の円滑化のために措置されている産業競争力強化法の既存の規定を参考に、本制度の利用に際しても関連手続の円滑化のための特例の考慮規定を措置する。

(2) 事業再生ADRから本制度への移行に関する考え方

事業再生ADRから本制度への移行を円滑化するため、基本的な枠組みの基準は、事業再生ADRを参考に規定することとする。

例えば、本制度では、裁判所が手続の公正性や清算価値保障原則の遵守等の一定事項のみを判断することに鑑み、事業再生ADRを参考に、権利変更の内容の前提となる資産評定等を指定法人の調査対象として、計画の履行可能性を担保する仕組みの一つとするとともに、対象債権者の決議に係る判断に資することとする仕組みとする。

第3 法的倒産手続及び事業再生ADRの特徴等

1 現行の法的倒産手続の特徴

(1) 現行の法的倒産手続については、再建型として、民事再生法の定める再生手続、会社更生法の定める更生手続が、清算型として、破産法の定める破産手続が代表的なものとして挙げられる。

(2) 現行の法的倒産手続については、再建型、清算型を通じて、次の特徴がある。

ア 債務者に対する全ての債権者を対象として、それぞれの権利の法的性質に応じて平等な取扱いをする。

イ 裁判所の手続開始の決定により、債務者が財産の管理処分権を喪失し又は法的義務(公平誠実義務)を負い、債務の弁済が禁じられるとともに、債権者は、債権の個別行使を禁止されるという効果が生じる。

ウ 再建型(民事再生、会社更生)であれば債権者等の多数決と認可の裁判により、清算型(破産)であれば破産手続に付随する法人格の消滅や免責許可決定により、債権者の手続参加の意思や権利変更への同意不同意にかかわらず、権利変更の効果が生じる。

エ 裁判所の手続開始決定以降、裁判所における債務者及び債権者に対

する十分な手続保障といえる手続を経て、認可等の裁判が行われる。

(3) 現行の再建型の法的倒産手続の分析

ア 現行の再建型の法的倒産手続は、裁判所における手続開始の決定以降の手続保障の存在を前提に、債権者集会等の決議、裁判所の認可により反対債権者を含む債権者の権利変更を実現するものとなっている。

イ 上記の権利変更の正当化根拠については、(ア)認可の裁判の形成力を重視する見解、(イ)債権者集会における債権者の集団的意思決定を重視する見解がある。

(ア) 認可の裁判の形成力を重視する見解

認可の裁判の形成力を重視する見解において、法的倒産手続は、債務者の財産の公平な分配と債務者の経済的再生という目的実現のために、開始決定から認可に至るまでの一連の裁判の効果によって、手続開始後の債務者、債権者の権利制限、反対債権者を含む債権者の権利変更などの、債務者及び債権者に対する様々な制限や変更が説明される。

そして、裁判によって不利益を受ける者については、判決手続の場合と同様に、それを正当化するに足りる主張や立証の機会を保障する必要があり、手続保障の理念が妥当するとされる。

この見解においては、現行の再建型の法的倒産手続では、事件の係属と申立てから債権者集会の決議を経て認可決定に至る手続全体を通じた裁判所の関与が手続保障（不参加債権者に対する手続保障、反対債権者に対する手続保障の両方を含む。）の前提であり、権利変更に関する決議を含む債権者集会は、反対債権者が反対意見を表明する機会となる手続保障の一部をなすものとなると考えられる。

(イ) 債権者の集団的意思決定を重視する見解

債権者の集団的意思決定を重視する見解では、現行の再建型の法的倒産手続について、債権者の集団的意思決定による権利変更に関し、次の理由から、①多数決への参加に応じない債権者を拘束すること及び②多数決への参加に応じたが決議に反対した債権者を拘束することが正当化される。

まず、現行の再建型の法的倒産手続では、裁判所により、倒産手続開始原因である危機時期又はそのおそれの存在が認定される。危機時期又はそのおそれが存在する場合には、倒産という窮境的事態の下、一人の満足が他人の満足を危険にさらすことから、債権者が利害を共通にするとともに、最終的な選択肢である破産との関係で有利性が保障されれば、相対的に多数の債権者の意思を尊重すべきとい

う要請が強いことに基づき、債権者に運命共同体としての集団性が認められ、多数決原理が妥当する。当該債権者の多数が賛成する内容は、通常は、反対債権者を含む債権者全体の利益になるとも考えられる。

また、手続進行中の個別債権の行使、弁済が禁止された上で、裁判上の手続において、財産状況の開示、評価、債権者集会等が行われ、債権者には、必要な情報に基づいて、適切に意見を表明する機会があり、裁判所が債権者集会の決議につき認可の可否を判断するという手続保障を受けている。

ウ 現行の再建型の法的倒産手続の特徴をまとめると次のとおりである。

(ア) 債務者に対する全ての債権者を対象として、それぞれの権利の法的性質に応じて平等な取扱いを行うことを前提に、裁判上の手続保障のもとで、債権者の多数決と裁判所の認可により反対債権者を含む債権者の権利変更が可能とされている。

(イ) 認可の裁判の形成力を重視する見解によった場合、債権者の多数決と裁判所の認可による権利変更の正当化根拠として、事件が裁判所に係属し、申立てから債権者集会の決議を経て認可決定に至る手続全体に裁判所が関与することを前提に、判断権者たる裁判所に向けて主張、反論を尽くすための十分な手続保障がされていることが重要となっている。

(ロ) 債権者の集団的意思決定を重視する見解によった場合、①多数決への参加に応じない債権者を拘束する根拠及び②多数決への参加に応じたが決議に反対した債権者を拘束する根拠として、第一に、債権者の集団性を基礎づける経済的窮境の存在及び裁判所によるその認定、第二に、債権者の意思決定の前提として債権者への情報開示、意見表明の機会、裁判所の認可などによる手続保障が重要となっている。

2 事業再生ADRの特徴

(1) 事業再生ADRの概要

事業再生ADRは、認証紛争解決事業者のうち紛争の範囲を事業再生に係る紛争を含めて定めているものについて、経済産業大臣が認定した特定認証紛争解決事業者が手続を実施する、準則型私的整理の一種である。

(2) 事業再生ADRの手続の概要

特定認証紛争解決事業者が行う手続は、産業競争力強化法及び経済産業省令に定められ、特定認証紛争解決事業者の手続規則において具体化

されている。

事業再生ADRの手続の概要については、①債務者による手続利用の申請、②特定認証紛争解決事業者による審査、③手続実施者の予定者の選任及び同予定者による調査、④債務者による正式申込み、⑤一時停止の通知、⑥第1回債権者会議（計画案の概要説明）、⑦第2回債権者会議（計画案の協議）、⑧第3回債権者会議（計画案の決議）という流れ（④以降が正式な手続）で手続が進行する（なお、各回の債権者会議については、必要に応じて続行され、複数期日にわたり行われることも少なくない。）。

(3) 事業再生ADRの特徴

事業再生ADRの手続実施主体は特定認証紛争解決事業者であり、その公平中立性・専門性が確保され、産業競争力強化法及び経済産業省令に定められ、特定認証紛争解決事業者の手続規則において具体化された手続により行われる制度化された手続である。

全債権者ではなく、上記手続規則の対象債権者に関する規定に基づき、手続に参加した債権者のみを対象とし、対象債権者全員の合意により計画の効力が発生する。

第4 新制度の位置付け等について

1 新制度を法的倒産手続とも事業再生ADRとも異なる第三の手続として位置付けることについて

(1) 小委員会における検討

小委員会報告書案では、新制度は、①事業者が経済的窮境に陥る前の段階から、専門的知識に基づき与信を行う「プロ債権者」であることや、事業再生に係る実態等を踏まえて、金融機関等の金融債権に限定した対象債権者の集団的意思決定を尊重し、裁判所は後見的に認可を行う制度とする点で、現行の法的整理手続（倒産手続）とは異なる特徴を有し、また、②金融債権者の集団的意思決定について、多数決及び裁判所の認可により反対債権者も含めて法的効果が生じる点で、私的整理手続とも異なることから、法的整理手続とも私的整理手続とも異なる、「第三の手続」として新たに位置付けることが適当であるとされている。

(2) 本検討会における検討

新制度は、①手続の開始時点で事件が裁判所に係属せず、倒産原因の存在が裁判所で確定されることもなく、裁判所の関与が極めて少なく、金融債権者のみを対象とするなど、現行の法的倒産制度と大きく異なること、他方で、②全対象債権者の合意ではなく多数決及び裁判所の認可により権利変更がされる点において、私的自治を基礎とする事業再生ADRとも異なることなどからすれば、新制度は、法的倒産手続とも事業再生AD

Rとも異なる第三の手續として位置付けられるものと考えられる。

2 新制度における手續保障について

(1) 小委員会における検討

小委員会報告書案では、対象債権者集会における特別多数決の決議と裁判所の認可により、反対債権者も含めて対象債権者の権利を変更する新制度の正当性につき、憲法に違反しないとの憲法学者の見解を前提に、次のとおり考えられるとし、新制度の正当性として下記ウの手續が定められていることを挙げている。

ア 倒産前の段階で、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者について、「金融機関等の有する金融債権」に限定して債務の減免等を行うことは、事業価値の毀損を可能な限り抑えながら事業の維持及び再生を図ることによる私的利益の実現と、清算価値保障による対象債権者一般の利益に適合しつつ、取引先や雇用等の利益にも資するといった社会的・経済的観点からの公共的利益の実現を達成するために、必要かつ合理的な手段となること。

イ 対象を「金融機関等が有する金融債権」に限定し、当該債権者に一定の集団性を観念し得、その集団的意思決定として多数決を行うことは合理的根拠があること。

ウ 制度化された手續に沿って、第三者機関である指定法人の関与の下で事業者の資産評定及びそれに基づく金融債権の権利変更の内容検討がされ、続いて、信用評価に係る高度の専門性を有する金融機関等が権利変更の必要性等を評価した上で多数決を行い、その上で、裁判所が、指定法人・債権者の意見を聴取しつつ、後見的に、対象債権者間の平等や手續の客観的公平性、履行可能性や清算価値保障を審査し、多数決の濫用の弊害を防止する仕組みが取られていること。

(2) 本検討会における検討

ア 新制度における手續保障の意義について

上記(1)の「正当性」には、新制度全体の正統性と対象債権を権利変更することの正当性の二つの観点が含まれていると解される。新制度における手續保障は、まず、新制度全体の正統性を基礎付けるものであり、その上で、対象債権者の多数決と裁判所の認可により反対債権者の債権を含めた対象債権を権利変更することとの関係でも、手續保障の存在が正当化根拠の一つとなるものと考えられる。

イ 手續保障の前提となる対象債権者に保障される実質的な利益について

新制度における手續保障について検討するに当たっては、前提とし

て、対象債権者に保障される実質的な利益が何かを確認する必要があると考えられる。

小委員会報告書案では、対象債権者集会の決議内容が対象債権者の一般の利益（清算価値保障）に反することや、決議事項が遂行される見込みがないことが明らかであることが決議の不認可事由とされている。これは、対象債権者に、実質的な利益として、清算価値や決議の遂行見込みがないことが明らかとはいえないことを保障するものであると考えられる。

また、小委員会報告書案では、事業再生ADRを参考に、権利変更の内容の前提となる資産評定等を指定法人の調査対象として、計画の履行可能性を担保する仕組みの一つとするとともに、対象債権者の決議に係る判断に資することとする仕組みとするともされている。これは、対象債権の権利変更の内容が、資産評定等の内容に見合った必要なものであることを認可要件として保障するものではないが、指定法人が調査を行い、対象債権者は、その調査結果を踏まえて債権者集会の決議における判断をすることができるという手続を保障するものであると考えられる。

ウ 新制度における手続保障について

新制度においては、権利変更を受ける対象債権者について、実質的な利益として、清算価値や決議の遂行見込みがないことが明らかとはいえないことが保障されることが前提とされており、制度化された手続に沿って、公正な第三者機関である指定法人の関与の下で、事業者の資産評定及びそれに基づく金融債権の権利変更の内容検討がされ、信用評価に係る高度の専門性を有する金融機関等が権利変更の必要性等を評価した上で多数決を行い、その上で、裁判所が、指定法人・債権者の意見を聴取しつつ、後見的に、対象債権者間の平等や手続の客観的公平性、履行可能性や清算価値保障を審査し、多数決の濫用の弊害を防止する仕組みが設けられた場合には、新制度全体の正統性を基礎付ける手続保障があると評価し得る。

また、対象債権の権利変更の内容が資産評定等の内容に見合った必要なものであることについては、それ自体が実質的な利益として対象債権者に保障されるものではないが、この点について指定法人が調査を行い、その調査結果を踏まえて信用評価に係る高度の専門性を有する対象債権者が債権者集会の決議における判断をすることができるのであれば、対象債権者の判断の基礎となる必要な情報を受ける手続が保障されていると評価し得る。

3 新制度における対象債権を権利変更することの正当化根拠及び対象債権者について

(1) 小委員会における検討

小委員会報告書案では、新制度の正当性について、前記2(1)記載のとおり示されており、これは新制度における対象債権を権利変更することの正当化根拠を含むものであると考えられる。また、新制度の対象債権については、前記第2の3記載のとおりとされている。

(2) 本検討会における検討

ア 考え得る正当化根拠について

新制度において権利変更を受ける対象債権者には、手続に参加した対象債権者のみならず、手続に参加しなかった対象債権者も含まれるため、優れた手続保障がされていることのみでは、対象債権を権利変更することの正当化根拠として十分でない。すなわち、前記2記載の手続保障がされていることは、新制度全体の正統性を基礎付けるものであるとともに、新制度において対象債権を権利変更することの正当性を基礎付ける要素にもなるが、権利変更することの正当化根拠としては、これに加えて、更なる正当化根拠が必要になると考えられる。

そのような更なる正当化根拠としては、対象債権者について、①共通の利害関係を有する債権者としての集団性が認められるといえるか、②経済・金融政策的に事業者の事業再生に協力すべきであることから、権利変更を受けてもそれを甘受すべき主体であるといえるかという観点から検討することが考えられる。

イ 新制度における対象債権者の範囲を踏まえた正当化根拠について

上記ア①の集団性に関し、新制度では、事業者が経済的窮境に陥るおそれがあるにとどまり、裁判所が倒産原因を認定して手続開始の決定をするものではないことにも照らせば、新制度の対象債権者については、現行の再建型の法的倒産手続において認められているような集団性が認められるものとはいえない。

他方、対象債権者につき、上記ア②の経済・金融政策的に事業者の事業再生に協力すべきであることから権利変更を受けてもそれを甘受すべき主体であるといえるかという観点も加えて考えた場合には、事業再生の実務として形成されてきた商慣習等や既存の経済・金融政策を踏まえた経済・金融立法上の措置として対象債権を権利変更することとすることを許容する正当化根拠があることは十分に考え得るものである。その際には、前記第2の3記載のとおり、新制度の対象債権者に、預金保険法に規定する金融機関のみならず、貸金業者などの金

融債権者が含まれることが想定されており、権利変更することとすることを許容する基礎としての経済・金融政策的な相当性の程度について対象債権者により差があることにも照らせば、貸金業者などを含めた各対象債権者にそのような基礎が認められ、事業再生の実務として形成されてきた商慣習等や既存の経済・金融政策を踏まえた経済・金融立法上の措置として経済的窮境に陥るおそれがある事業者の事業再生に協力すべき責任を負わせることが許容されるといえることが重要になると考えられる。

4 新制度と事業再生ADRとの関係

(1) 小委員会における検討

小委員会報告書案では、新制度は、事業再生ADR等の既存の事業再生の手続に新たな選択肢を与えるものとして、既存の準則型私的整理手続と並置させることが適当であり、また、事業再生ADRから本制度への移行を円滑化するため、基本的な枠組みの基準は、事業再生ADRを参考に規定することとされている。

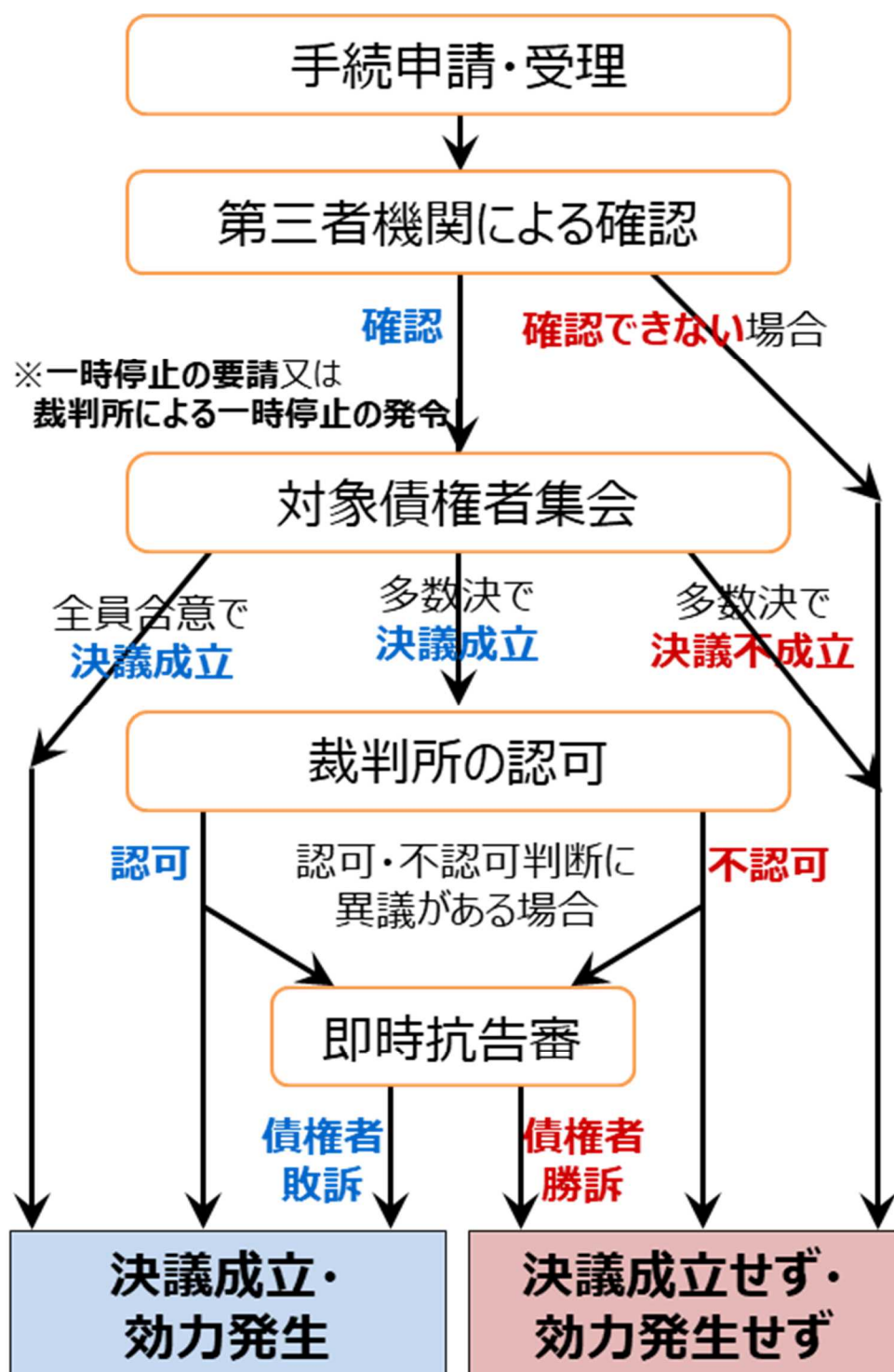
(2) 本検討会における検討

新制度の手続開始要件や対象債権者は事業再生ADRの手続開始要件や対象債権者と完全には一致しないと考えられるところ、新制度を事業再生ADRと並置するという場合であっても、事業再生ADRから新制度にうまく移行したり、両制度を一体的に利用することができるように運用したりしていくことが重要であると考えられる。

5 その他

本検討会の委員からは、以上の各論点に関する意見のほか、新制度の手続が事業再生ADRも参考に規定されると考えられ、裁判所においてもその手続が適法に実施されたかが審理され得ることにも照らし、新制度の施行に当たり、事業再生ADRの実務に関する情報が適切に裁判所に提供されることが重要であるとの意見があった。また、今後、金融機関などが有する金融債権のみを対象とした、担保権により担保された債権を含めて合理的な権利調整を行う新たな法的倒産手続及び中小企業向けの費用の負担を軽くした新たな再生手続、裁判所が私的整理の手続の一部に柔軟に関与することを可能とするような仕組みについての議論がされることが期待されるなどの意見や、別の方向として、現行の法的倒産手続における商取引債権保護の制度について議論を深化させていくことが重要であるとの意見が述べられた。ここで指摘されている点に関する検討は、今後の課題であると考えられる。

別紙図（小委員会報告書案より抜粋）



「早期の事業再生の円滑化に関する新制度」の位置付け等
に関する検討会
委員等名簿

(五十音順、敬称略)

【委員】

(座長)	山	本	研	早稲田大学法学学術院教授
(委員)	加	藤	貴 仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
(委員)	鐘	ヶ江	洋 祐	長島・大野・常松法律事務所弁護士
(委員)	水	元	宏 典	一橋大学大学院法学研究科教授
(委員)	蓑	毛	良 和	三宅・今井・池田法律事務所弁護士

【オブザーバー】

日本弁護士連合会
経済産業省産業組織課
金融庁監督局

「早期の事業再生の円滑化に関する新制度」の位置付け等
に関する検討会の開催状況

第1回検討会（令和6年11月15日）

- 法的倒産手続及び事業再生ADRの特徴について
- 新制度の位置付け及び想定される論点について

第2回検討会（令和6年12月13日）

- 新制度の位置付けや具体的な論点等について

第3回検討会（令和7年1月24日）

- 「早期の事業再生の円滑化に関する新制度」の位置付け等に関する検討会
取りまとめ（案）について